

宇治市建築工事等における週休２日促進工事試行要領

1 趣旨

本要領は、宇治市が発注する建築及び設備工事において、週休２日促進工事を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 目的

建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休２日促進工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

3 用語の定義

(1) 週休２日

- ① 月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、以下の期間は対象期間に含まない。

- ア 年末年始休暇６日間及び夏季休暇３日間
- イ 工場製作のみを実施している期間
- ウ 工事全体を一時中止している期間
- エ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- オ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- カ その他

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) ４週８休以上

- ① 月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（８日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満た

ない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。

また、以下の行為日数についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- ア 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日
- イ 猛暑による作業不能日
- ウ 災害応急対応等
- エ 異常気象時等における安全パトロール
- オ 現場見学会等

4 対象工事

原則、宇治市が発注する全ての建築及び設備工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工事
- (2) その他、現場条件等により週休2日促進工事の実施が困難な工事

5 発注方式

次の（1）または（2）のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

- (1) 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

- (2) 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

受注者は、月単位の週休2日に取り組む場合、契約後、速やかに実施希望の意思を「工事打合簿」により監督職員へ通知する。

6 積算方法等

- (1) 補正方法

週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1. 04

② 通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1. 02

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1) ①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を(1) ②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

② 受注者希望方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1) ①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を(1) ②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせる等により補正係数を(1) ②に変更するものとする。

現場閉所等率は、小数第2位を切り捨てることとする。

7 対象工事である旨等の明示

発注者は、入札段階で現場説明書に、週休2日促進工事であることを明記する。

8 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。

「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間については、受発注者間の協議により決定する。

なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

② 工事着手後

監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

受注者は予定していた現場閉所等日を変更する場合、又は工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員と協議する。

監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

(2) 工事成績評定

月単位又は通期の週休2日を確保したと認められる工事については、工事成績評定の工程管理（「休日・代休の確保」）を評価する。

また、通期の週休2日を確保したと認められない場合、工事成績評定の工程管理（「休日・代休の確保」）を評価しない。

なお、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績評定において点数を減ずる措置を行うことがある。ただし、受注者希望方式においては、月単位の週休2日に関する点数の減ずる措置は行わないものとする。

なお、総合評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。

(3) 元請下請の取引の適正化

受注者は、週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、下請業者に対して必要な情報を提供すること。

9 その他

(1) その他補正に関する事項については別紙の通りとする。

(2) 現場条件等により、月単位の週休2日の実施が困難な工事は、通期の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）として発注できるものとする。

その場合、5（1）中「月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）」とあるのは「通期の週休2日に取り組むことを指定する方式」と、6

(2) ①中「月単位の4週8休以上を前提に、（1）①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を（1）②に変更し、」とあるのは「通期の4週8休以上を前提に、（1）②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、」と、7中「週休2日促進工事」とあるのは「週休2日促進工事（通期の週休2日）」と読み替える。ただし、この場合、月単位の週休2日を達成しても増額変更は行わない。

- (3) 受注者希望方式で受注者が月単位の週休２日の取組を希望しない場合は、その理由を把握する。

附則

本要領は、令和７年４月１日以降に入札の公告又は入札通知等を行う工事から適用する。